

次期計画における個別事業について

参考資料2

基本方針	事業名	新規/拡充	新規・拡充事業の内容
基本方針1 一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大		
	(1)「ちばルール」の普及・啓発の強化		協定店が実施している店頭での資源物回収（食品トレイや段ボール等）について、より多くの再資源化品目の回収に取り組んでもらえるよう、品目の充実を協定店に働きかけ、焼却ごみ量の削減を図る。
	①各種広報媒体等を活用した、市民・事業者に対する積極的な「ちばルール」の普及啓発		
	②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実	拡充	
	(2)「ちばルール」の施策の推進		可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量を促進するため、中央区で実施されている飲食イベント「ちーバル」と協働で、市内飲食店などと連携した「食べきりキャンペーン」等を継続実施する。また、これまで協定を締結していなかった、生ごみ減量・食品ロス削減に取り組む飲食店と協定を結び、取り組みをPRすることで、さらなる減量効果を見込む。
	①ごみ減量や再資源化に貢献した協定店に対する優良店表彰制度の実施		
	②食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進	新規	
	(3)「ちばルール」の効果検証と次の展開に向けた検討		
	2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化		
	(1)3R教育・学習の推進		へらそうくんルームは、ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるため、保育所（園）・幼稚園にて未就学児向け3R啓発（3R教育図書「へ～んしん」の紙芝居の読み聞かせ、分別ゲーム等）を実施し、幼児期から3Rへの関心を促す。
	①環境教育教材の製作・配布		
	②へらそうくんルームやごみ分別スクールによる3R教育の実施	拡充	
	③世代別の環境学習プログラムによる積極的な3Rの推進	拡充	ごみの減量やリサイクル意識の定着を図るため、小学生にはごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」、中学生には中学校の生徒会等が中心となり、校内の古紙を収集する体験を通して古紙に対する関心を高める「古紙分別収集隊」、高校生には生ごみの減量など、環境に配慮した調理法を学ぶ「エコレシピ料理講習会」、大学生には全国初となる市内大学の横断的組織である「ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」」による啓発など、世代別に強化する内容を変えて3Rを推進する。
	④地域社会における総合的な環境学習の実施		
	(2)ごみ処理に関する情報の共有化		ごみ減量広報誌「GO！GO！へらそうくん」にはタイムリーな情報を掲載するとともに、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」は誌面の充実を図る。また、ごみステーションへの掲示やTwitterやFacebookなどの各種媒体などを活用して積極的な情報発信に努める。
	①出前講座等によるわかりやすい情報の提供		
	②ごみ減量広報紙「GO！GO！へらそうくん」「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行等による、ごみ減量等に関する最新の情報の提供	拡充	
	③自治会による地域住民への情報発信の支援		環境事業所に「ごみ減量コンシェルジュ」を設置し、相談を受け付けるとともに、地域住民と協働してごみに関する諸問題の解決にあたる。
	④許可業者との連携による事業所への情報提供		
	⑤中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進		町内自治会などを対象に、生ごみの再資源化や水切り、雑がみの分別など可燃ごみの減量取組みの実施前後で、ごみの計量や指定袋サイズ別の写真撮影を行い、視覚的に分かりやすく減量効果を体験してもらう。また、当該データを活用してごみ処理費用の削減や最終処分場の延命効果を数値化する。
	⑥ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報発信		
	★⑦環境事業所における「ごみ減量コンシェルジュ」の設置	新規	
	★⑧可燃ごみ減量効果の「見える化」の実施	新規	

基本方針	事業名	新規/拡充	新規・拡充事業の内容
2-1 基本方針1 一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、リデュース・リユース・リサイクルを推進します。	3 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進		
	(1)発生抑制(リデュース)の促進		ごみを削減するためには、ものの使い捨てをやめて繰り返し使う再使用(リユース)を進めることが重要であることから、マイボトルに留まらず、マイバッグ、マイ箸等の普及促進を図り、ごみの減量を推進する。
	①国及び他自治体との連携や国等への働きかけ〔再掲6〕		
	(2)再使用(リユース)の促進		
	①ホームページにおけるフリーマーケットの開催情報等の提供		不用品のリユースに取り組む民間事業者の情報の提供により、リユースの促進を図る。
	②区役所における不用品交換情報の提供		
	③リユースカップの普及・促進		
	④マイバッグ・マイボトル等の普及・促進	拡充	不要となった陶器類やおもちゃ、子供服などを拠点回収し、市が主催するイベントを通じ市民に無償配布することで、リユースの普及啓発を図る。また、同様の取組みを実施する民間団体と情報共有し、活動を支援する。
	⑤民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進	拡充	
	★⑥リユース促進に寄与するイベントの開催及び民間団体の活動支援	新規	
	4 料金の見直しによるごみの発生抑制		
	(1)家庭ごみの有料化		
	①ごみ発生抑制効果の検証		
	②ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報発信〔再掲2〕		
	(2)処理施設への搬入手数料の見直し		
	5 生ごみの発生抑制の推進		
	(1)生ごみの減量・再資源化の強化		可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量を促進するため、食品ロス削減と絡めて啓発を強化し、毎年200トンずつ可燃ごみの減量を段階的に拡大し、年間約1,000トンの減量・再資源化を図る。
	①家庭でできる水切りや手付かず食品などの削減に関する普及啓発	拡充	
	②生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充	拡充	
	★③生ごみ減量処理器の普及啓発活動の実施	新規	生ごみ減量処理機等の普及を促進するため、補助率や補助額を拡充し、さらなる生ごみの減量・再資源化を推進する。
	④生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実		
	⑤生ごみ減量・再資源化講習会の実施	新規	
	⑥生ごみ処理物の有効活用方法の検討	新規	店頭における生ごみ減量処理器のデモンストレーションやPR動画の作成などの普及啓発活動を実施し、生ごみ減量処理器利用率の向上を図る。
	★⑦生ごみの再資源化に取り組む市民に対する可燃ごみ指定袋の配布	新規	
	★⑧フードドライブの実施	新規	
			関係団体や地域と連携し、生ごみ減量・再資源化に特化した講習会の実施や、家庭用生ごみ減量処理機等により作られた堆肥等の活用方法や具体的な活用先の検討を進める。 生ごみ減量処理機やコンポストの活用等で、生ごみを可燃ごみとして排出しない市民に対し、生ごみを入れない可燃ごみの専用指定袋を無償配布しインセンティブを付与する。 外部団体と連携して公共施設等においてフードドライブを実施し、食品ロスの削減を図る。

基本方針	事業名	新規/拡充	新規・拡充事業の内容
基本方針1 よる、2R（リデュース・リユース）を旨とする。ビジネススタイルの確立に	6 国及び他自治体との連携		「20大都市災害時相互応援に関する協定」や「九都県市災害時相互応援に関する協定」をはじめとする災害時などの緊急時における相互支援・広域連携等について、平常時から意見交換を行うなど連携強化を進めていく。
	(1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ		
	(2) 災害時における相互支援・広域連携の体制強化	拡充	
	7 きれいなまちづくりの推進		
	(1) 環境美化の推進		
	① 美しい街づくりの日に関する街頭キャンペーンの実施		
	② 路上喫煙等ポイ捨て防止に関する街頭キャンペーンの実施		
	③ ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施		
	(2) 清掃ボランティア団体への支援		
	① 清掃ボランティア団体へのごみ袋配付や清掃用具の貸与・支給		
	8 不法投棄の防止		
	(1) 不法投棄の防止		家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として現在実施している「委託による深夜時間帯の不法投棄防止定点監視」を今後も継続して行うとともに巡回パトロールの実施箇所を増やすなど不法投棄対策を強化する。
	① ごみステーション、不法投棄多発場所のパトロールの強化と早期撤去指導の実施	拡充	
	② 不法投棄防止強化月間を中心に未然防止のPR		家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として現在実施している、不法投棄被害が著しいごみステーションの管理者に対する監視カメラ、ダミーカメラ、センサーライトの貸与を継続して実施し、不法投棄の未然防止を図る。
	③ 廃棄物適正化推進員への講習会の実施		
	④ 町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与	新規	
	9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進		市は、平成13年6月に環境マネジメントの国際規格であるISO14001の認証を取得、平成22年4月から、市独自の環境マネジメントシステムである「C-EMS（チームス）」に移行し、省資源・省エネルギー、グリーン購入、廃棄物排出削減等のエコオフィス活動を積極的に推進している。今後も、率先した3Rの推進に努めるとともに、全庁だけでなく指定管理者にもC-EMS適用を拡大する。
	(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進		
	① 対象施設における廃棄物排出削減等の継続実施		
	② 目標達成状況、監査結果等のホームページ等での公表		
	③ ごみの分別ルール周知		
	④ 許可業者との連携による事業所への情報提供{再掲2}		
	⑤ 指定管理者へのC-EMS適用の拡大	拡充	

基本方針	事業名	新規/拡充	新規・拡充事業の内容
基本方針2 再生利用 地域活動への支援 を高めるための 効率的な再資源化施策と、 焼却ごみ量の削減を目指します。 市民・地域・事業者との協働や	10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援		
	(1) 協働によるごみ減量・再資源化に関する取り組みの推進		
	① 市民・事業者との協働による資源物の回収拠点の充実	拡充	焼却ごみを継続的に削減していくためには、市民・事業者・市が一体となった取り組みによってはじめて実現できることから、地域における廃食油等の資源物回収拠点の充実を図り、再資源化を促す。
	② 地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成	拡充	
	③ 事業者との協働による再資源化の推進	新規	
	(2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援		地域の課題に応じた出前講座等の実施やNPO法人への活動支援等により、地域の課題解消に向けて実行できる廃棄物適正化推進員や生ごみ資源化アドバイザーなどのキーマンを育成し、地域主体で取り組んでいただくことで、ごみ減量事業の効率化を図る。
	① 研修の充実		
	② ごみ減量・再資源化に関する情報提供の充実		
	(3) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進		事業者に対し古紙保管庫設置費の助成を行うもので、その他の啓発等と合わせて事業系古紙の減量・再資源化量を平成29年度から5年間で毎年100トンずつ、段階的に拡大し、年間約500トンの減量・再資源化を図る。
	① 業界団体や商工会等の組織団体に対する講習会・情報提供・意見交換の実施		
	② NPOなどの関係団体との連携・活動支援		
	③ 自治会や廃棄物適正化推進員同士で意見や情報交換ができる仕組みづくり		
	④ 許可業者との連携による事業所への情報提供{再掲2}		
	11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底		
	(1) ごみステーション排出指導の強化		
	① 町内自治会や廃棄物適正化推進員等の協力による排出指導の強化		環境事業所がごみステーションを巡回して行っている家庭ごみの分別・排出指導業務の際、ごみ出しを行う市民を対象に、声かけやチラシの配布などにより分別排出の啓発活動を行う。
	② 外国語表記の看板設置、外国語版ガイドブックの配布など、多くの市民に伝わる排出指導の実施		
	③ 廃棄物適正化推進員への講習会の実施{再掲8}		
	④ ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化		市民から寄せられた意見や要望を反映させ、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の充実を図るほか、ごみステーションへの掲示などを活用して情報発信する。
	⑤ 単身世帯など無関心層への情報提供の強化と新たな手法の検討・実施		
	★⑥ ごみステーションにおける早朝啓発活動の実施	新規	
	(2) ごみステーション管理の支援		美浜区の幕張新都心住宅地区では、ごみステーション収集ではなく、廃棄物空気輸送システムによる管路収集を採用していることから、排出状況に応じて、随時開封調査による分別排出指導を実施する。
	① ステーション管理に必要な用具等の貸与の実施		
	② 資源物持ち去り対策の強化		
	③ ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施{再掲7}		
	(3) 市民参加によるわかりやすい「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」等の作成	拡充	
	(4) 幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底	新規	

基本方針	事業名	新規/拡充	新規・拡充事業の内容
基本方針2 再生利用 地域活動への支援 率を高めるための 効率的な再資源化 焼却ごみ量の削減を 目指します。 市民・地域・事業者との協働や	12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底		
	(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化		
	①事業用大規模建築物所有者に義務付けている減量計画書の見直し、それに対する指導・立入調査の強化、排出抑制・分別徹底指導		事業用大規模建築物の基準に満たないものの、一定量の廃棄物の排出が見込まれる規模を有する事業所を「事業用準大規模建築物」と位置づけ、所有者に減量計画書の提出を義務付けることで、事業系廃棄物の減量及び適正処理の強化を図る。
	★②事業用準大規模建築物の創設及び所有者に対する減量計画書の提出義務付け	新規	
	③事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」などへの掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みのPR		排出量の多い古紙類などを中心に事業所や商業施設における分別を促進するため、テナントビルを対象に訪問説明会を実施し、さらなる事業所ごみの減量・分別排出の推進を図る。その他の啓発等と合わせて事業系古紙の減量・再資源化量を平成29年度から5年間で毎年100トンずつ、段階的に拡大し、年間約500トンの減量・再資源化を図る。
	④許可業者を通じた事業所への情報提供の推進{再掲2}		
	⑤ごみ減量・再資源化優良事業者に対する表彰制度の活用		排出事業者へ「事業所ごみ分別排出ガイドブック」を配布することで、適正排出方法や生ごみ・剪定枝等の再資源化ルートを周知し、ごみの減量・再資源化を促す。
	⑥商業施設等のテナントに対する分別排出の推進	新規	
	★⑦「事業所ごみ分別排出ガイドブック」の配布による適正排出及び再資源化ルートの周知	新規	「千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を改正し、業種や事業所の規模などにより、取り組んでいただきたい減量施策についてきめこまやかに記載する。施策の内容によって、義務規定又は努力規定とする。
	★⑧条例改正による事業者別の義務規定・努力規定の新設	新規	
	(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化		
	①契約事業者に対する適正排出指導の強化		
	②ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施		
	③事業所からごみステーションの不適正排出が多い地域に対する、防止策の推進		
	13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進		
	(1) 集団回収団体等に対する支援等		再資源化できる紙類は、可燃ごみの約1割を占めていることから、集団回収への参加による市民意識の向上を図るため、未参加団体に対する説明会の開催のほか、効果的な手法の検討
	①資源回収奨励補助金による活動の促進		
	②資源回収に必要な用具の貸与		さらなるごみの減量・再資源化を推進するため、定期的に民間事業者と連携した持込み回収を実施し、排出機会を提供するとともに市民の利便性の向上を図る。
	③表彰制度の活用		
	(2) 集団回収量の増加に向けた取り組みの検討・実施		環境事業所を、地域の身近な回収拠点「リサイクルステーション」として位置づけ、現在実施している古紙・使用済小型家電・廃食油のほか、回収品目の拡大等を検討・実施する。
	①PR及び実施情報の提供		
	②集団回収における未参加団体へのアプローチの検討・実施	新規	事業系古紙の再資源化促進を図るため、オフィス街や商店街で月に1度古紙回収の拠点を設置し回収を行う。
	(3) 市民が分別排出しやすいシステム作り		
	①古紙類分別に関する情報提供の充実		
	②古紙の出し方の容易化に向けた検討		
	③民間事業者との連携による持込み回収の実施	拡充	
	④環境事業所における多様な拠点回収「リサイクルステーション」の検討・実施	新規	
	(4) 事業系古紙の拠点回収	新規	

基本方針	事業名	新規/拡充	新規・拡充事業の内容
基本方針2 協働や再生利用や地域活動をもつた、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。	14 剪定枝等の再資源化の推進		
	(1) 家庭系剪定枝等の再資源化の推進	新規	家庭から発生する剪定枝等の循環システムを推進し再資源化を図ることで、年間約5,500トンの焼却ごみ削減を見込む。
	① 家庭系剪定枝等の再資源化事業の推進	新規	
	② 剪定枝チップ機の貸し出し		事業系剪定枝等について、民間再資源化施設への搬入を誘導することで、年間約2,000トンの焼却ごみ削減を見込む。
	(2) 事業系剪定枝等の再資源化の推進	新規	
	15 生ごみの再資源化の推進		
	(1) 家庭系生ごみの減量・再資源化の強化		さらなる事業系生ごみの再資源化の促進を目指すため、事業系生ごみを民間再資源化処理施設で処理する事業者に対する啓発や、分別ボックスや生ごみ貯蔵庫等の物品購入費補助などの支援を行い、再資源化へ誘導する。この事業をはじめ、事業系生ごみの再資源化による減量・再資源化量として年間約2,000トンを見込む。
	① 生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充{再掲5}		
	② 資源化アドバイザーの養成・派遣の充実{再掲5}		
	③ 生ごみ減量・再資源化講習会の実施{再掲5}		
	(2) 事業系生ごみの再資源化の促進		さらなる事業系生ごみの再資源化の促進を目指すため、学校や保育所などの給食残渣を民間再資源化処理施設で処理することにより、焼却ごみの減量・再資源化量の増加として年間約800トンを見込む。
	① 食品関連事業者に対する登録再生利用事業者への生ごみ排出の誘導による、再資源化の促進		
	② 先進的な取組事例・方法等の情報提供		
	★③ 事業系生ごみを登録再生利用事業者へ排出する事業者に対する啓発・支援	拡充	
	④ 民間再資源化処理施設への学校給食等の食品残渣の再資源化の促進	新規	
	16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施		
	(1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施		
	① 検査の実施状況等を継続的に検討		
	② 不適正搬入者への指導の実施		
	17 さらに再資源化品目の検討・推進施策		
	(1) 単一素材プラスチックの再資源化の検討		市民が新浜リサイクルセンター等に自己搬入した不燃ごみや粗大ごみの中からリサイクルに適した単一素材プラスチックを選別し、再資源化事業者へ引き渡す。
	① 単一素材プラスチックの拠点回収等の検討		
	★② 自己搬入された単一素材プラスチックの選別及び再資源化	新規	
	(2) 民間事業者との連携による持込み回収の実施{再掲13}		
	(3) その他プラスチック製容器包装の再資源化の検討		

基本方針	事業名	新規/拡充	新規・拡充事業の内容
基本方針3 低炭素・資源循環システムの構築を目指します。 経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理	18 収集運搬体制の合理化		
	(1)環境にやさしい収集車の導入		
	①低公害車の導入		
	②低炭素社会に向けた収集車におけるバイオマス燃料の利用の導入		
	(2)収集体制の整備・見直し		
	①収集頻度、収集区域、収集車両の種類及び車両数等の見直し		
	②ごみステーション管理システムの維持・管理		
	③収集運搬業務委託の効率化に向けた検討		
	④幕張クリーンセンター(幕張新都心廃棄物空気輸送システム)の維持管理	新規	企業庁より移管を受け、平成28年度4月から施設の維持管理を適正に行っていく。
	(3)環境事業所の体制見直しの検討	新規	収集運搬体制の効率化を図るため、環境事業所の配置等について検討する。
	19 ごみ出し支援サービスの実施		
	(1)高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施		
	20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築		
	(1)事業系ごみの民間処理の促進		
	①民間施設を活用した事業系ごみ処理の促進		
	②市内の廃棄物処理施設の活用の促進		
	(2)民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの検討		
	①民間施設の活用を含めた剪定枝、その他品目の再資源化		
	②民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築		
	③災害時における民間施設との支援体制の強化		
	④事業系生ごみを登録再生利用事業者へ排出する事業者に対する支援{再掲15}		
	⑤民間再資源化処理施設への学校給食等の食品残渣の再資源化の促進{再掲15}		
	21 焼却残渣の再生利用の推進		
	(1)焼却残渣の再生利用		
	①焼却残渣の溶融スラグ化による再利用		
	②溶融スラグの利用促進		
	③溶融スラグの利用先拡大		
	22 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進		
	(1)焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討		

基本方針	事業名	新規/拡充	新規・拡充事業の内容
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・構築・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システム	23 最終処分場の適正管理		現行計画においては「民間活用の“実施”」として平成25年度より長期委託を導入したが、今後はこれを継続し、現長期契約の更新等も含めた長期的な計画を検討する。
	(1) 最終処分場の適正な維持管理		
	①埋立物の飛散防止に係る適切な処分及び浸出水の適正処理の実施		
	②観測井、民家井の水質調査の実施		
	③最終処分場の残余容量の把握		
	(2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	拡充	「一般廃棄物処理施設整備計画」で示されている、新清掃工場のコンセプトを準用する。
	24 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備		
	(1) 新清掃工場の建設		
	①災害に強く、安全で安定稼働できる清掃工場の建設	新規	
	②環境意識の高い低炭素・循環型社会に適応した清掃工場の建設	新規	
	(2) 新港清掃工場のリニューアルの計画及び更新	新規	「一般廃棄物処理施設整備計画」により、施設の長期的な整備方針が具体化されたため、その内容に準じて文言等を修正する。
	(3) エネルギー利用の強化に向けたごみ処理技術の検討		
	25 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備		
	(1) 新浜リサイクルセンターの延命化及び維持管理における民間活用の検討	新規	
	(2) 再資源化率の高い次期リサイクル施設の計画及び建設	新規	
	26 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備		「一般廃棄物処理施設整備計画」により、施設の長期的な整備方針が具体化されたため、その内容を準用する。
	(1) 新内陸最終処分場の延命化	新規	
	(2) 次期最終処分場の計画及び建設	新規	
	(3) 塵芥汚水処理場の更新	新規	
	27 適正処理困難物等の処理推進		
	(1) 適正処理困難物等の処理推進		
	(2) 再資源化品目の拡大等、収集体制の変更による新浜リサイクルセンターの更新に併せた処理品目の検討		